

「客引き行為等の防止に関する条例」

一部改正にかかる街頭啓発キャンペーンを行います！

平成28年7月1日施行の「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」を一部改正し、令和3年4月に改正条例が施行されることから、条例の改正内容について周知啓発を図るため、令和3年1月15日に地域住民の皆さん、四日市南警察署と市が合同で街頭啓発キャンペーンを実施します。

日時：令和3年1月15日（金）午後8時00分から30分程度

集合場所：諏訪公園南入口付近

内容：諏訪公園南入口付近から、条例における禁止区域内において、来街者などにチラシ等を配布しながら、条例の一部改正を周知するための呼び掛けを行います。



問い合わせ先
四日市市役所
市民協働安全課
TEL：059-354-8179